

## 鹿屋市子育て支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市子育て支援基金条例施行規則（平成24年鹿屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保育所に支給する施設型給付費に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項に規定する徴収金」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。